

入札心得

(総則)

第1条 入札販売の執行に当たっては、公告文、入札心得及び契約書案の記載事項を承知してください。

(入札手続書類)

第2条 入札手続きに必要な書類(「入札参加資格審査申請書」及び「入札書」)は、北海道水産林務部森林海洋環境局道有林課道有林管理係の窓口で配布するとともに北海道のホームページからもダウンロードできます。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/dyr/doyurin-carbonoffset-cresit2.html>

(入札参加申込)

第3条 入札参加希望者は、公告で指定した場所に、指定した期限までに、所定の様式による入札参加資格審査申請書を郵便等による送付、直接提出又は電子メールにより提出してください。

2 前項の入札参加資格審査申請書には、次の書類を添付してください。

なお、当該書類については、開札日前3ヶ月以内に発行されたものとし、写しの提出も認めます。

(1) 法務局又は地方法務局等が商業登記法(昭和38年法律第125号)により発行した「登記事項証明書」。ただし、外国会社などで日本において登記を行っていない法人については、登記事項証明書に相当する証明書(外国語表記の場合は、日本語の翻訳文を含む。)

3 入札参加資格審査申請書及び添付書類(以下「申請書等」という。)の取扱いは、次のとおりとします。

(1) 内容等を確認するため、申請書等に記載されている担当者に対して電話等により確認を行うことがあります。

(2) 電子メールにより申込書等の提出をする場合は、PDFファイルにより提出するものとし、着信を確認してください。

(入札保証金等)

第4条 入札参加者(入札保証金の納付を免除されている者を除く。)は、所定の期日までに、見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含んだ額)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に道を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の入札保証保険契約は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して9日以上のものでなければなりません。

3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

4 入札保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して9日以上とした当該保証を証する書面を提出してください。

(入札)

第5条 入札参加者は、所定の様式による入札書を作成し、封書の上、その封筒に「道有林クレジット販売入札書」及び「入札番号」を表記するとともに、「入札者の氏名(事業者(団体等)の名称)」を記載して提出(入札箱に投入)しなければなりません。

2 入札書には、住所、氏名を記載の上押印するものとし、また、金額及び数量の記載は算用数字を使用し、金額の前に「¥」又は「金」を記載してください。

3 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)による入札を認める場合において、前項の入札書を郵便等により送付して入札しようとする者は、その封筒に「道有林クレジット販売入札書」と朱書きし、配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者の提供する同法第2条第2項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして知事が定めるもので提出しなければなりません。

- 4 郵便等により送付して入札する場合、二重封筒とし、入札書及び入札書提出用封筒（内封筒）は第1項に準じて作成及び記載し、外封筒に「入札書在中」を表記するとともに、「入札者の氏名（事業者（団体等）の名称）」及び必要事項を記載の上、提出すること。

（公正な入札の確保）

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

（代理）

第7条 入札参加者は、代理人により入札に参加することができます。この場合、入札書の提出前に、委任状を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

- 2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。
- 3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

（入札書の書換え等の禁止）

第8条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

（無効入札）

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 入札参加資格審査申請書を提出していない者のした入札
- (5) 所定の入札保証金の納付をしない者のした入札
- (6) 1人の入札者又はその代理人が同一事項について2件以上の入札をしたときの入札
- (7) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札
- (8) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (9) 電報によってした入札
- (10) 郵便等による入札で所定の日時までには到着しなかったもの
- (11) 無権代理人がした入札
- (12) 入札に関し不正の行為があった者のした入札
- (13) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

（開札）

第10条 開札は、公告又は通知した場所、時間に入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に参加できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせて行います。

（再度入札）

第11条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。

（落札者の決定）

第12条 有効な入札を行った者のうち、次の各号に示す順で落札者並びに落札者ごとの購入数量及び購入価格を決定します。

- (1) 予定価格以上の購入価格を記載した入札書の購入数量を、購入価格が高い順に並べて加算し、その累計量が公告文で定める販売可能数量を超える入札書の購入価格を最低落札価格とします。

- (2) 最低落札価格を超える購入価格を記載した入札書の提出者を落札者とし、当該入札書に記載した購入価格及び購入希望数量で、道有林クレジットを購入するものとします。
- (3) 最低落札価格を記載した入札書の提出者を落札者とし、公告文で定める販売可能数量から最低落札価格を超える購入価格を記載した入札書の購入希望数量の総和を差し引いた量を購入量として、入札書に記載した購入価格で購入するものとします。
- (4) 最低落札価格を記載した入札書が複数ある場合には、各入札書の購入希望数量に応じて前号の購入量を按分するものとします。

(入札保証金等の返還)

第13条 落札者が決定した場合、入札保証金は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては、入札執行後に返還します。

- 2 再度入札の結果、落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金はすべて返還します。

(契約の締結)

第14条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、落札決定の通知を受けた日から7日以内に次の各号により対応しなければなりません。ただし、支出負担行為担当者から契約の締結を保留する旨の通知があった場合は、その指示に従ってください。

- (1) 契約の締結を書面で行う場合には支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印の上、支出負担行為担当者に提出しなければなりません。
- (2) 契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には支出負担行為担当者が電子契約サービスにアップロードした契約書案に電子署名を行わなければなりません。

(落札者と契約の締結を行わない場合)

第15条 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行いません。

- 2 契約書の作成を要する契約であって、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとします。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができません。

(入札保証金等の帰属)

第16条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、道に帰属します。

- 2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額の違約金を道に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

第17条 契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者を除く。）は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。

ただし、保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

- 2 前項の履行保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が契約期間の始期から終期（目的物の引渡しを要する業務にあっては、契約期間の始期から目的物の引渡し完了予定日）までの期間以上のものでなければなりません。
- 3 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。
- 4 契約保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するときは、契約期間の終期（目的物の引渡しを要する業務にあっては、目的物の引渡し期限）までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。

(入札保証金等の充当)

第18条 落札者は、当該入札に係る入札保証金の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(契約保証金等の帰属)

第19条 契約者が当該契約に定める義務の不履行を理由に契約を解除されたときは、当該契約者が納付した契約保証金は、道に帰属します。

(入札の取りやめ等)

第20条 契約担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第21条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に申し出てください。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(入札執行の公開)

第22条 入札の執行は入札参加者にのみ公開します。